

医療法人徳洲会介護老人保健施設シルバーケア松戸

施設サービス運営規程・重要事項説明書

(令和6年10月1日現在)

1. 事業者（法人）の概要

事業者の名称	医療法人徳洲会
事業者の所在地	大阪府大阪市北区梅田 1-3-1-1200
代表者の氏名	東上 震一
事業者の連絡先	06-6346-2888

2. ご利用施設

施設の名称	介護老人保健施設シルバーケア松戸
施設の所在地	千葉県松戸市串崎新田 172-1
電話番号	047-311-0303（代表）
FAX 番号	047-311-0309
介護保険事業所番号	介護老人保健施設（ 1252480155 号 ）
管理者（施設長）の氏名	大貫 忠男
開設年月日	平成 18 年 11 月 1 日

3. 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上の援助などの介護保険施設サービスを提供することで利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

4. 施設の概要

(1) 構造等

敷 地	6881.04 m ²	
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造り 地上3階建
	延べ床面積	6127.41 m ²
	利用定員	入所 100名（うち認知症専門棟40名） 通所 35名

(2) 療養室

フロアーの種類	居室の種類	室数
1階 一般療養棟 24床	個室(観察室)	2室
	4人室	6室
2階 認知症専門棟 40床	個室	24室
	4人室	4室
3階 一般療養棟 36床	個室	20室
	4人室	4室

居室の変更について

- ① ご利用者及びご家族から居室の変更希望の申し出があった場合は、療養室全体の状況を鑑みて、施設でその可否を決定します。
- ② ご利用者の心身の状況及び療養等全体の環境等の変化により入所後に居室を変更する場合があります。予めご了承ください。

5. 職員体制及び職務内容

(1) 職員体制

職種	人員基準	常勤換算	夜間	職種	人員基準	常勤換算	夜間
管理者	1.0	1.0	0	理学療法士	2.0	6.75	0
医師	1.0	1.0	0	作業療法士		1.97	0
薬剤師	0.3	0.8	0	管理栄養士	1.0	1.0	0
看護職員	9.0	10.12	1.0	介護支援専門員	1.0	1.0	0
介護職員	25.0	37.0	5.0	事務職員		5.0	0
支援相談員	1.0	2.0	0	その他職員		7.0	0

(2) 職務内容

(1) 管理者(医師兼務)

ご利用者の健康管理、薬剤の処方等の診療業務。職員の管理・教育・指導。

(2) 薬剤師

ご利用者への薬剤指導及び薬品管理を行います。

(3) 看護職員

医師の指示に基づき、ご利用者の健康管理や診療の補助、療養上の看護を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。

(4) 介護職員

ご利用者の日常生活上の介護を行います。

(5) 管理栄養士

栄養ケアマネジメント計画書の作成。栄養並びにご利用者の身体の状況等を考慮した食事の提供が行えるよう給食業務を行います。

(6) 理学療法士又は作業療法士

リハビリテーション実施計画書の作成業務。

身体機能の評価の上日常生活を営むのに必要な機能を維持回復、又はその減退を防止する為の機能訓練を担当します。

(7) 支援相談員

ご利用者及びそのご家族等の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供できるよう入退所の調整及び事業所内のサービスの調整、他機関との連携を図ります。

(8) 介護支援専門員

ご利用者に係わる施設サービス計画書(ケアプラン)の作成・説明業務を行います。

市区町村から委託を受けて、介護保険認定調査を代行する場合があります。

(9) 事務員

事務一般・請求業務・管理業務(事務責任者)

6. 利用料金

基本料金及び加算は、一月あたりの介護保健施設サービス費の総単位数に介護職員処遇改善加算(I): 3.9%・介護職員等特定処遇改善加算(I): 2.1%・介護職員等ベースアップ等支援加算: 0.8%(※1)を乗じ、さらに地域加算として1単位=松戸市: 10.45円を乗じられた額から、個々に発行されている『介護保険負担割合証』に記載されている負担割合に準じた額が介護保険の自己負担額となります。

令和6年6月1日以降は下線部(※1)の加算にかえて介護職員処遇改善加算(I): 7.5%となります。

(1) 基本料金

別途配布・ご説明の料金表のとおり。尚、経済状況の著しい変化その他止むを得ない事由がある場合、入所者様に対して変更を行う日の1ヶ月前までに説明を行い、当該料金を相当額に変更いたします。

(2) 支払い方法

毎月10日頃に、前月分の請求書を発行します。お支払い戴きますと領収書を発行いたします。

お支払い方法は、ゆうちょ銀行の普通貯金口座より自動払込(お引落日は、毎月16日・再引落26日)または、銀行振込となります。(銀行振込は、毎月25日までにお振込み下さい)

7. サービス内容

① 施設サービス計画の立案

② 短期入所療養介護計画の立案

③ 通所リハビリテーション計画の立案

④ 食事(食事は原則として食堂でおとりいただきます。)

朝食 8時00分～

昼食 12時00分～

夕食 18時00分～

⑤ 入浴(一般浴槽のほか、入浴に介助を要するご利用者には、特別浴槽で対応します。入所ご利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、ご利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)

⑥ 医学的管理・看護

⑦ 介護(退所時の支援も行います)

⑧ 機能訓練(リハビリテーション、レクリエーション)

- ⑨ 相談援助サービス
 - ⑩ ご利用者が選定する特別な食事の提供
 - ⑪ 理美容サービス（原則月2回実施します。）
 - ⑫ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
 - ⑬ 行政手続代行
 - ⑭ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理
 - ⑮ その他
- これらのサービスのなかには、ご利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

8. 協力医療機関等

当施設では、ご利用者の状態が急変等した場合には、下記の医療機関や歯科医療機関に協力をいただき、速やかに対応をお願いするようにしています。

【協力医療機関】

- ・ 名称 千葉西総合病院
- ・ 標榜科目 内科・神経内科・循環器科・消化器科・心臓血管外科・整形外科・脳神経外科・小児科・外科・形成外科・皮膚科・泌尿器科・産婦人科・眼科・リウマチ科・歯科口腔外科・麻酔科・リハビリテーション科・放射線科・病理診断科
- ・ 住所 千葉県松戸市金ヶ作 107 番地 1
- ・ 電話番号 047-384-8111

【協力歯科医療機関】

- ・ 名称 立川歯科医院
- ・ 住所 東京都江戸川区東瑞江 1-12-6 グリーン・ティエラ 101
- ・ 電話番号 03-3678-3699

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、利用申込書にご記入いただいた連絡先に連絡しますので、緊急連絡先をお知らせください。ご都合によりご連絡対応が難しい場合は、必ずお申し出いただき代理となる方のご連絡先をお届けください。

9. 非常災害対策

非常時の対応	別途定める「シルバーケア松戸消防計画」に則り対応を行いません。
平常時の訓練	別途定める「シルバーケア松戸消防計画」に則り年2回（5月・11月）日中及び夜間を想定した、避難訓練をご利用者も参加して行いません。
火元責任者	事務責任者
防災設備	スプリンクラー、消火器、消火栓、非常階段等
非常備蓄	入所者3日分の水・食料

10. 留意事項

（1）はじめに

当施設は「永住」の為の施設ではなく家庭復帰を目的とした施設ですので、原則として3ヶ月毎（ご状態の変化があった場合はその都度毎）に入所継続の可否を検討するとともに、可能な限り家庭復帰への働きかけを致しますので、ご協力をお願い致します。

(2) 面会

面会時間は午前9時から午後5時（土曜、日曜、祝日及び12月30日～1月3日は午後5時）までです。面会は毎日でも可能です。当施設はご家族とのふれあいを大切にしておりますので、ご都合の付く限り面会にお越し下さい。

尚、防犯上の理由からご面会終了時刻に、施設正面エントランスを施錠致しますのでご面会終了時刻には施設正面エントランスを出られるようお願い致します。

面会のないご家族には、当施設より連絡をしてお願いをすることもありますのでご協力をお願い致します。面会の際は、所定の面会票への記入をお願い致します。

ただし、感染症等の状況に応じて面会方法、時間等が変更となる場合がございます。

(3) 外出・外泊

当施設は家庭復帰を目的としておりますので、ご利用者の状態に応じて、ご家族へ外出・外泊をお願いすることがありますのでご協力をお願い致します。

外出・外泊をされる際には届出が必要となります。連続した外泊に関しましては、介護保険上1月につき6日間が限度となりますので、長期の連続した外泊をお考えの場合は支援相談員までご相談ください。

ただし、感染症等の状況に応じて外出・外泊の対応が変更となる場合がございます。

(4) 衣類の洗濯

衣類の洗濯は原則として業者へ委託しております。ドライクリーニング扱い品（セーター、カーディガン、ウール素材等）又は、水洗い不適合品はお預かりできません。集配は週2回となります。衣類には、必ず記名をお願いします。（油性マジック、刺繍、ネーム張付等々）洗濯の利用料金に関しては利用月翌月に利用料と一緒に請求となります。

※ 熱湯洗い、熱風乾燥いたしますので、縮む可能性があります。ドライ専用の衣類はお受けできません。縮み、変色等の問題が発生した場合の補償はできませんのでご了承下さい。

【委託業者・エム・エスプラン株式会社 ・千葉県柏市豊四季 945-976 ・04-7103-7910 】

(5) 医療機関への受診・入院

ご入所中に大きな受傷や、容態の急変が起きた場合には、直ちにご家族へ連絡し、医療機関への受診となります。また、大きな受傷、ご容態の急変以外にも当施設医師の指示により、医療機関への受診が必要となる場合があります。

尚、医療機関における「説明と同意」を受ける為、受診の際はご家族の立会いが原則となります。

受診時の医療費の支払いについては、介護老人保健施設入所中は制度上医療保険が適用されるものと、されないものに分かれており、適用されるものについてはご利用者負担、されないものは当施設の負担となります。受診の際は先方の医療機関に宛てた施設入所中の文書を発行致しますので、当施設医師の指示の下受診されるようお願い致します。（尚、外出・外泊の際も同様の扱いとなりますので、緊急の場合を除き医療機関の受診を希望される場合は、当施設までご一報下さい。施設医師からの指示なく受診されますと、介護保険法上自費診療となりご利用者の負担となる事もございますのでご留意ください。）

医療機関にご入院された場合は、介護保険法上ご入院日を以って介護老人保健施設は退所となります。

(6) お薬について

ご入所中は、当施設の医師がご利用者に対しての主治医になり、お薬についても当施設医師が処方致します。ご入所中の身体状況の変化によるお薬の増減や、お薬の名前（同種同効）が変わることもございますのでご了承下さい。

(7) 身体の拘束等

当施設は、原則としてご利用者に対し、身体的拘束その他の行動制限を行いません。但し、ご利用者または他のご利用者の生命または身体を保護する為緊急やむを得ない場合には、当施設医師が判断し、行動の制限を行なうことがあります。

その場合には、ご家族に対し事前又は事後速やかに行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について説明をし、文書での同意を得た上で行ない、行動制限についての状況を記録すること、ご利用者のご状態が改善された場合には即座に中止することとします。

当施設は身体拘束等の適正化を図るため以下に掲げることを実施します。

- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を1月に1回開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
- ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。
- ④ ③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

(8) 虐待の防止等

当施設は利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施します。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を1月に1回開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- ④ ③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

(9) 褥瘡対策等

当施設は利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備します。

(10) 禁止事項

当施設では、施設職員・ご利用者及び身元引受人・ご利用者ご家族・ご関係者の方々に対しての営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動、迷惑行為は禁止させて頂いております。場合によっては、ご面会をお断りする場合がございます。予めご利用者ご家族・ご関係者の方々にはご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

当施設の建物内は全館禁煙となっております。

飲酒につきましても原則として禁止とさせていただきます。

金品・貴重品の紛失・盗難についての責任は一切負いかねますので、持ち込まないようにして下さい。刃物等の危険物に対しても同様にお持ち込みを禁止させていただきます。

飲食物については、食中毒や事故等の原因となりますのでお持込は原則禁止とさせていただきます。尚、ご面会時にお持込になった方は必ず職員にお申し出下さい。その際も、余った物についてはお持ち帰りいただく様お願い致します。ご面会時お持込になった飲食物を、他のご利用者へ差し上げることはなさないで下さい。

(11) 業務継続計画の策定等

当施設は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また、従業者に対し業務継続計

画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。業務継続計画については定期的に見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(12) 事故発生の防止及び発生時の対応

- ① 当施設は安全かつ適切に質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備します。またサービス提供等に事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な措置を行います。また、受傷の有無に関わらず身元引受人等に対して事故の経過などをご連絡致します。
- ② 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- ③ 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）及び従業者に対する定期的な研修を実施します。
- ④ ③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

受傷により医療機関を受診された場合には行政（千葉県健康福祉部医療整備課・松戸市役所介護支援課介護給付担当室）へ報告いたします。報告義務がございます事を予めご了解ください。

当施設では『東京海上日動火災保険株式会社』の損害賠償保険に加入しております。

(13) 職員の質の確保

当施設の資質の向上の確保のために、その研修の機会を確保します。当施設はすべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。

(14) 衛生管理

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を定め必要な措置を講じるための体制を整備します。
 - ① 当施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を1月に1回開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
 - ② 当施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
 - ③ 当施設において従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための訓練を定期的を実施します。
 - ④ 「厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回検便を行います。
- 4 定期的に鼠族、昆虫の駆除を行います。

(15) 入所中の身体・認知機能の変化について

ご利用者の中には、ご入所中に身体機能や認知機能に大きな変化が現れる方や、徐々に低下される方も多く見受けられます。この変化については、良い方向・悪い方向への変化2つが有ります。

特に身体・認知機能の重症化、ご病状の進行や悪化、新たな御病気の発症等につきましては出来るだけ早い時期にご利用者・ご家族にご状況を知って頂き診療方針・介護方針を選んでいただきます。

尚、選ばれる方針によっては介護保険施設サービスの提供可能範囲を大きく超えてしまうことも考えられ、その際は介護老人保健施設シルバーケア松戸介護老人保健施設サービス契約第13条第4項により介護保険施設サービス契約が解除されることが有ります。

1.1. 相談・苦情・ハラスメント対応

当施設の施設入所サービスの提供について、いつでも相談・苦情・ハラスメント対応を申立てることができます。尚、申立をしたことによる不当な差別待遇を受けるようなことは決してありません。

利用者からの相談、苦情やハラスメント等に対応する窓口を設置し、介護老人保健施設サービスに関する利用者の要望、苦情等またはハラスメントに関わる事案に対し、迅速に対応します。

また、ご利用者又はその家族から職員に対してのハラスメント（その疑いがある事案）が発生した場合は職員を守るため厳正に対処します。

(1) 介護老人保健施設シルバーケア松戸 相談・苦情・ハラスメント受付窓口

苦情解決責任者	看護介護責任者
苦情受付担当者	介護支援専門員 支援相談員
電話番号	047-311-0303（代表）
FAX 番号	047-311-0309
受付時間	月曜日～土曜日 8時30分～17時00分

ご意見やご要望のお申立てについては、匿名で対応させていただくことも可能ですがその際にご回答に制約が出てしまう場合もございますので、予めご了承ください。詳細は、苦情受付担当者までお問い合わせ・ご相談ください。

(2) 公的機関の受付窓口

松戸市役所 介護保険課 介護給付担当室	千葉県松戸市根本 387 番地 5 号 047-366-7067 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分
千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係	千葉県千葉市稲毛区天台 6 丁目 4 番 3 号 043-254-7428 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分

この規定は、令和3年10月1日より適用する。

改定 令和3年12月1日

改定 令和4年4月1日

改定 令和4年6月25日

改定 令和4年10月1日

改定 令和5年1月1日

改定 令和6年4月1日

改定 令和6年8月1日

改定 令和6年10月1日

介護サービス 利用リスク説明について

介護老人保健施設シルバーケア松戸では安全な環境作りに努めておりますが、利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解下さい。

＜要介護者・要支援者の特徴に関して＞（ご確認いただきましたら□にチェックをお願いします。）

- 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。
- 介護老人保健施設は、リハビリ施設であること、原則的に拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性があります。
- 加齢や疾病等に伴って骨は脆くなっている事も有り、通常に対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- 加齢や疾病等に伴って皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離がしやすい状態にあります。
- 加齢や疾病等に伴っての血管は脆くなっている事も有り、軽度の打撲であっても、皮下出血が出来るやすい状態にあります。
- 加齢や疾病、認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下している事も有ります。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- 脳や心臓の疾患により、（既往がなくても）急変・急死される場合もあります。
- 本人の全身状態が急に悪化した場合、当施設医師の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。（身元引受人への連絡が後になる場合も有ります。）

また、身体状況・認知症の症状及び服用されている薬の影響等から、不測の事態が起こることがあるということも考えられます。ご説明差し上げた事は、ご自宅でも起こりうることでありますので、十分ご留意いただきますようお願い申し上げます。

なお、説明でわからないことがあれば、遠慮なくお尋ねください。

私は、上記項目について、介護老人保健施設シルバーケア松戸の説明担当者より、貴施設利用時のリスクについて説明を受け、十分に理解した上で利用を希望致します。

【説明確認欄】

介護老人保健施設シルバーケア松戸の利用開始にあたり、「重要事項説明書」に基づき交付の上説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者名 医療法人 徳洲会
事業所名 介護老人保健施設シルバーケア松戸
(介護保険事業者番号 1252480155)
所在地 千葉県松戸市串崎新田172-1

代表者 理事長 東上 震一 ⑩

説明者 氏名 _____

(職名) (支援相談員)

介護老人保健施設シルバーケア松戸の「重要事項説明書」を受領の上事業者から説明を受けサービスの内容に同意しました。

令和 年 月 日

〈利用者〉

住所 _____

氏名 _____ ⑩

自署

代筆 【理由：認知症 身体機能上の理由 その他（ ）】

代筆者署名

氏名 _____ ⑩

利用者との続柄（ ）

〈身元引受人〉

住所 _____

氏名 _____ ⑩

利用者との続柄（ ）